



2019年11月25日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人  
代表者名 執行役員 峯村 悠吾  
(コード番号 3298)

資産運用会社名  
インベスコ・グローバル・リアルエステート・  
アジアパシフィック・インク  
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸  
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲 斐 浩 登  
TEL. 03-6447-3395

### 資産運用報酬体系の変更に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、2020年1月15日開催予定の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において、規約の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件として、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク（以下「本資産運用会社」といいます。）に支払う資産運用報酬の体系を変更（以下「本変更」といいます。）することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本投資主総会に付議する議案の詳細につきましては、本日付「規約変更及び役員を選任に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本変更の目的と概要

本投資法人は、2014年6月の上場以降、資産規模の拡大、収益性及び安定性の向上、財務基盤の強化等の成長戦略の推進に加え、Jリート初となる自己投資口の取得及び消却といった市場動向をタイムリーに捉えた積極的な取り組み等を行い、投資主価値の最大化を追求してまいりました。今般、投資主利益との連動性をより高いものとするため、本資産運用会社の資産運用報酬体系を変更することといたしました。本変更により、総資産額に連動して算出される運用報酬①の上限料率を0.45%から0.30%に引き下げるとともに、1口当たり分配金（調整後EPU（注））の額及び本投資法人の不動産賃貸事業損益（NOI）に連動して算出される運用報酬②の上限料率を0.0008%から0.0017%へ引き上げることで、投資主価値の更なる向上を目指していきたいと考えています。なお、本変更の詳細については別紙をご参照ください。

#### 2. 適用時期

本変更は、本投資主総会での承認可決をもって、2020年10月期（第13期：2020年5月1日～2020年10月31日）より効力が発生し、本変更後の資産運用報酬体系が適用される予定です。

#### 3. 運用状況の見通し

本変更は2020年10月期（第13期：2020年5月1日～2020年10月31日）から適用される予定のため、本変更による2020年4月期（第12期：2019年11月1日～2020年4月30日）における本投資法人の運用状況への影響はありません。

(注) 調整後EPU = (当該決算期の税引前当期利益 (消費税等精算前及び運用報酬②控除前並びにのれん償却額加算後及び負ののれん発生益控除後) + 前営業期間の次期繰越損失) ÷ 当該決算期における発行済投資口総口数

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

# (別紙) 運用報酬体系変更の概要

- 本投資法人の投資主価値の更なる向上のため、本資産運用会社の運用報酬体系の変更を実施
- 資産連動(運用報酬①)料率を引き下げ、調整後EPU及びNOI連動(運用報酬②)料率を引き上げることに  
により、投資主利益との連動性がより高い運用報酬体系に改定

運用報酬① (総資産額連動)		運用報酬② (調整後EPU <sup>(注)</sup> 及びNOI連動)	
<b>変更前</b> 総資産額 (貸借対照表上) × <b>0.45%(上限)</b>	<b>変更後</b> 総資産額 (貸借対照表上) × <b>0.30%(上限)</b>	<b>変更前</b> 調整後EPU <sup>(注)</sup> × NOI × <b>0.0008%(上限)</b>	<b>変更後</b> 調整後EPU <sup>(注)</sup> × NOI × <b>0.0017%(上限)</b>

(注) 調整後EPU=(当該決算期の税引前当期利益(消費税等精算前及び運用報酬②控除前並びにのれん償却額加算後及び負ののれん発生益控除後)+前営業期間の次期繰越損失)÷当該決算期における発行済投資口総口数

## 試算

本変更前後の運用報酬①及び運用報酬②の比率及び運用報酬額の変化  
(2014年10月期(第1期)～2019年4月期(第10期)の平均値における比較(実績ベース))

